

高年齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

第2期高年齢者保健福祉計画・介護保険事業計画がスタート

第2期高年齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成15年度から第2期事業運営期間を迎えることになり、市では、新たに「高年齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

この計画は、過去3年間の実績を踏まえ、市民生活をより豊かにするために、今後、市が取り組む高年齢者保健福祉施策を体系的にまとめたものです。

今回策定した第2期計画は、これまでどおり、介護保険制度の充実はもとより、介護予防・生活支援の充実を積極的に取り組んでいく計画としており、広く高年齢者全般にかかる保健・福祉を支える総合計画として位置づけるものです。

■計画の基本目標

- すべての市民が、いつまでも健康でいきがいを持ちながら、いきいきと暮らし続けるための支援を進めていきます。
- 介護予防・地域支え合い事業の取り組みには、保健・福祉・医療の各種サービスを提供する機関や担

当部局が連携し、利用者の立場に立ったサービス提供体制を確保し、実施します。

- 就業支援やまちづくりなども含めた、幅の広い総合的な生活環境施策を積極的に推進していきます。
- 要介護状態になっても、状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態とならないための予防に努めます。
- 高年齢者の心身状況やおかれている環境等に応じて個人の選択を尊重しながら、適切で質の高い保健・福祉・医療のサービスが多様な事業者または施設から総合的に提供されるように努めていきます。
- 高年齢者が要介護状態になつた場合でも、可能な限り在宅において、持っている能力に応じて自立生活を営むことができるように支援します。
- 介護のしくみを社会全体で支えるため、負担は公平に分ちかち合います。
- 自らの選択によって就労やさまざまな社会活動へ参加する機会をつくり、健康な高年齢者については介護の担い手としても活躍していくことを目指しています。
- 保険料基準額

および補正後推計1号被保険者数169,599人を除いて算定すると、保険料の基準額は、月額3,308円となります。

1号被保険者の保険料の剰余金については、準備基金に積み立てることになりますが、市においては、平成12年度の準備基金から6億5千万円を平成15年度の保険料に充当するため、保険料収納必要額は、月額1,588円2,914円となり、保険料の基準額は、月額2,986円となります。

■計画書の閲覧・頒布

第2期計画書は、市役所1階・市政情報センターで閲覧できます。

なお、同計画書をお求めになりたい方は、同センターで5月6日(火)から、1冊250円で頒布しますのでご利用ください。

平成15年度から新たに実施する事業

■徘徊高齢者家族支援事業

目的 徘徊行動のある高齢者の早期保護と安全確保を図ることにより、家族の方が安心して介護できる環境の整備を目的としています。

事業内容 徘徊高齢者が機器等を携帯することにより、行方不明になった場合に、GPS(衛星による位置情報検索装置)と携帯電話の

通話網を活用して早期に発見するための事業です。

対象 市内に住所を有し、痴呆症状により徘徊行動のある65歳以上の高齢者を在宅で介護する方

費用負担 月額1,000円

■高齢者生活管理指導短期宿泊事業

目的 高齢者の世話をしている方が、病気等の理由で一時的に世話をすることが困難になった場合、高齢者が緊急避難的に養護老人ホームに入所することにより、自立した生活を維持することを目的としています。

対象 市内に住所を有する65歳以上の方で、次の要件に該当する方

利用期間 連続7日以内

費用負担 日額1,150円

■問い合わせ

▼同計画全般：高年齢者いきがい課 ☎998-9120・FAX998-9269

▼介護保険：介護保険課 ☎998-9420・FAX998-9410



⑧自らの選択によって就労やさまざまな社会活動へ参加する機会をつくり、健康な高年齢者については介護の担い手としても活躍していくことを目指しています。

■保険料基準額

1号被保険者(65歳以上の方)の平成15年度(17年度)の保険料収納必要額は、66億6,588万2,914円を見込んでいます。保険料収納必要額から保険料収納率(99.0%)

水質検査結果を報告します

水道部では、法律に基づき水道の水質検査を実施しています。平成14年度の水質検査の結果は下表のとおりです。

なお、同検査結果における水道水質は、水質基準に適合していました。

区分	基準項目	水質基準	検査数値		
健康に関連する項目	1.一般細菌	100個/ml以下	0		
	2.大腸菌群	検出されないこと	不検出		
	3.カドミウム	0.01mg/l以下	0.001未満		
	4.水銀	0.0005mg/l以下	0.00005未満		
	5.セレン	0.01mg/l以下	0.001未満		
	6.鉛	0.05mg/l以下	0.001未満		
	7.ヒ素	0.01mg/l以下	0.001未満		
	8.六価クロム	0.05mg/l以下	0.005未満		
	9.シアン	0.01mg/l以下	0.001未満		
	10.硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/l以下	2.1		
11.フッ素	0.8mg/l以下	0.08未満			
12.四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			
13.1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	0.0004未満			
14.1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	0.001未満			
15.ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			
16.シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			
17.トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			
18.1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	0.0006未満			
19.トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.001未満			
20.ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			
21.クロロホルム	0.06mg/l以下	0.012			
22.ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.004			
23.ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.009			
24.ブromホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			
25.総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.025			
26.1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	0.0002未満			
27.シマジン	0.003mg/l以下	0.0003未満			
28.チウラム	0.006mg/l以下	0.0006未満			
29.チオベンカルブ	0.02mg/l以下	0.001未満			
30.亜鉛	1.0mg/l以下	0.005未満			
31.鉄	0.3mg/l以下	0.03未満			
32.銅	1.0mg/l以下	0.01未満			
33.ナトリウム	200mg/l以下	11.3			
34.マンガン	0.05mg/l以下	0.005未満			
35.塩素イオン	200mg/l以下	21.2			
36.カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	82			
37.蒸発残留物	500mg/l以下	179			
38.陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			
39.1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	0.001未満			
40.フェノール類	0.005mg/l以下	0.005未満			
41.有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10mg/l以下	2.1			
42.pH値	5.8以上8.6以下	7.1			
43.味	異常でないこと	異常なし			
44.臭気	異常でないこと	異常なし			
45.色度	5度以下	1度未満			
46.濁度	2度以下	0.1度未満			
残留塩素(水道法施行規則)				0.1mg/l以上	0.48

水質検査等の詳しい情報は、次の場所に備えてある「水道事業年報」をご覧ください。また、水道部のホームページでもお知らせしています。

■閲覧場所 水道部、市役所1階・市政情報センター、各出張所

■水道部ホームページ <http://www.tokorozawa-city-waterworks.com/>

問い合わせ 水道部配水管理課 ☎921-1083・FAX921-1094

固定資産税の縦覧

固定資産税の縦覧(平成15年度)新たに作成した土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿により、市内の他の土地または家屋の価格を縦覧し、自己の土地または家屋の価格と比較することができます。

なお、縦覧期間については、今年までの期間(20日間)に比べ大幅に延長しています。

縦覧期限・場所 6月2日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時 / 市役所2階・資産税課

縦覧できる方 納税者(本人)・同居の親族・委任状を有する代理人(法人の場合は、代表者印を押印した委任状が必要です)

持ち物 納税通知書・課税明細書等、縦覧できる方か否かの確認ができます。

縦覧期間・場所 平成16年3月31日まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時 / 市役所2階・資産税課

縦覧できる方 納税義務者(本人)・同居の親族・委任状を有する代理人(法人の場合は代表者印を押印した委任状が必要です)、借家人・借家人、売買・相続等で課税関係にある方(1月1日)後に所有者になるものと、運転免許証・パスポート・健康保険証等、本人の確認ができるもの

手数料 無料

■固定資産税課税台帳の閲覧

4月1日から、年度内いつでも本人資産に関する新年度の価格等の閲覧ができます。この制度は、今年までの縦覧制度に代わるものです。

縦覧期間・場所 平成16年3月31日まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時 / 市役所2階・資産税課

閲覧できる方 納税義務者(本人)・同居の親族・委任状を有する代理人(法人の場合は代表者印を押印した委任状が必要です)、借家人・借家人、売買・相続等で課税関係にある方(1月1日)後に所有者になるものと、運転免許証・パスポート・健康保険証等、本人の確認ができるもの

手数料 1回200円(ただし、6月2日(月)までの縦覧期間中に、納税義務者(本人)が閲覧する場合は無料です)

問い合わせ 資産税課 ☎998-9068・FAX998-1088



埼玉県議会議員一般選挙 西第1区の結果を報告します

4月13日(日)、埼玉県議会議員一般選挙が市内59か所の投票所で執行されました。

同日、午後9時から明峰小学校校体育館で即日開票を行った結果、次の4氏が当選しました。

【埼玉県議会議員・西第1区当選者】

- 藤本正人 (41歳/無所属)
- 西山じゅんじ (44歳/公明党)
- 大石忠之 (65歳/自由民主党)
- 当麻よし子 (53歳/民主党)

西第1区の投票者数・各候補の得票数等は、下表のとおりです。

当日有権者数	263,681人	立候補者氏名	得票数
投票者数	113,094人	藤本正人	30,334
投票率	42.89%	西山じゅんじ	24,994
前回投票率	40.43%	大石忠之	22,988
		当麻よし子	17,001
		やぎした礼子	16,208

問い合わせ 所沢市選挙管理委員会 事務局 ☎998-9259・FAX998-9042

皆さんの善意

【愛の福祉基金】 かつこう団地子ども会様(5,000円) ●松葉晃一様(6,660円) ●武蔵野友の会様(1万円) ●所沢友和会様(21万円) ●ファミリマート航空公園西口店様(18,136円) ●野村酒店お客様(9,704円)

【養護老人ホーム亀鶴園へ】 ●瀧澤菜子様(タオル50枚)

【松井保育園へ】 ●松井保育園父母会様(和太鼓1式)

【市政のために】 ●リサイクル運動市民の会埼玉本部様(266,398円)

【市のために役立てて欲しい】 ●新井重雄様(山林165・39㎡) ※3月11日から4月10日までの受け付け分です。ありがとうございます。

児童手当制度のお知らせ

5月1日から、平成15年度の児童手当認定請求を受け付けています。児童手当は、義務教育就学前の児童を養育している方に支給される手当で、所得制限があります(下記限度額表を参照してください)。

平成15年4月30日以前に申請し、平成13年分の所得が限度額を超過していたため却下になった方も、新たに受給可能になる場合があります。

また、現在手当を受給されている方に対象となる児童の増減があった場合、出生・転入等により新たに受給資格が生じた場合は、児童手当を受給するためには手続きが必要となります。

なお、児童手当の支給開始・手当額改定は、認定請求書・額改定届を提出した日の属する月の翌月分からです。手続きが遅れないようにご注意ください。

◎公務員の方は、勤務先で申請してください。

【手当月額】

▶第1子…5,000円 ▶第2子…5,000円 ▶第3子以降…10,000円

【申請に必要なもの】

▶印鑑 ▶申請者名義の金融機関(郵便局を除く)の通帳(銀行名、支店名、口座番号の控えでも可)

■平成15年度所得制限限度額表(平成14年中の所得) 単位:万円

平成14年中の扶養親族等の人数	児童手当(申請時、国民年金に加入・未加入の方)	特例給付(申請時、厚生年金に加入の方)
0人	309.0	468.0
1人	347.0	506.0
2人	385.0	544.0
3人	423.0	582.0
4人	461.0	620.0
5人	499.0	658.0
6人	537.0	696.0

◎政令上は、一律控除後の所得額で規定されています。平成14年分の所得額から、下記の諸控除金額を差し引いた後の額を上記の限度額表に当てはめ、申請される際の参考にしてください。

諸控除金額 ▶老人扶養控除…6万円 ▶障害者控除…27万円 ▶特別障害者控除…40万円 ▶老年者控除…50万円 ▶寡婦・寡夫控除…27万円 ▶特別寡婦控除…35万円 ▶勤労学生控除…27万円 ▶雑損控除・医療費控除・小規模企業共済掛金控除…それぞれの控除額

一 所沢市児童手当制度について

義務教育終了前の児童を4人以上養育している方(児童手当受給者を除く)に手当が支給されます(所得制限なし)。該当される方は「所沢市児童手当認定請求書」の提出が必要です。

なお、所沢市児童手当の支給開始は、認定請求書を提出した日の属する月からです。

また、平成13年分の所得が児童手当の所得制限限度額を超過したため所沢市児童手当を受給されている方で、新年度から児童手当を受給可能になる方は、児童手当認定請求書の提出が必要です。ただし、児童手当への切り替えは、認定請求書を提出した日の翌月からです。手続きが遅れないようにご注意ください。

◎公務員の方も申請できます。

【手当月額】

▶4人目の児童から1人につき…3,000円

【申請に必要なもの】

▶印鑑 ▶申請者名義の金融機関(郵便局を除く)の通帳(銀行名、支店名、口座番号の控えでも可)

申請先・問い合わせ 市役所1階・子ども家庭課 ☎998-9124・FAX998-9035

市政通信

東部クリーンセンター 完成式を行いました

▼4月6日(日)、東部クリーンセンターの完成式を行いました▼平成12年度から建設を進めてきた同施設が完成し、本稼働を開始しました▼最新の公害防止技術を取り入れた施設として、循環型社会へ向けたごみの減量化と資源化を推進し、将来にわたり、安定したごみの処理を行っていきます▼当日の式典では、地権者や施工業者等、関係者の方に対し、感謝状を贈呈するとともに、これまでの事業報告を行いました▼式典後には、同施設および併設するリサイクルふれあい館の見学を行いました。